

日本フルハップ

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団

入って
よかった〜♪



案内動画



事業のあらまし
[2021年4月版]

月々1,500円の会費で

会費の口座振替は

信用金庫

ケガの補償 ケガの防止 福利厚生 の 3つの安心。

会費について

加入者1名につき

月額 **1,500円**

- 会費は、業種、年齢に関係なく一律です。
- 会費は、毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に信用金庫に開設されているご指定の法人名義または個人事業主名義の預金口座から、自動振替でお支払いいただきます。
- 加入は1名につき1口限りです。
- 解約返戻金、配当金、割戻金などはありません。
- 加入期間中にお支払いいただいた会費はお返しできません。
- 3カ月分の会費が振替できなかった場合は、会員資格を失うこととなります。
- 会費にはケガの補償のために必要な経費(保険料相当部分)852円を含みます。
- 会費の経理処理
法人事業所:全額損金に計上
個人事業所:一部必要経費に算入
※事業主および事業主と生計を一にする親族の保険料相当部分は必要経費となりません。

ご加入いただける方

〔1〕会員資格

中小企業(常時雇用する従業者数が300人以下または資本金の額が3億円以下)の法人または個人事業主が会員になれます。

〔2〕加入者資格

会員の事業所で働いている満18歳以上の次のいずれかに該当する方が加入できます。

役員	取締役、監査役、理事、監事などの登記をされている方
事業主	個人事業主の方
家族従業者	役員または事業主の親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)にあたる方 ※ただし、他の事業所で主に働いている場合はご加入いただけません。(会員事業所が、農林漁業である場合を除く)
幹部従業者	役職等にかかわらず、役員または事業主と一体となって事業経営に従事していると認められる方 ※ただし、一定の制限があります
従業者	常時雇用する従業者の数(役員、事業主、家族従業者、幹部従業者の方を除く)が5人以下の事業所における当該従業者の方(原則として雇用保険の被保険者)
介護従事者	代表役員または事業主の家族が介護保険法に基づき要介護の認定を受けている場合、その介護にあっている方

お問い合わせは

受付時間 9:00~17:30
(土・日・祝日・年末年始を除く)



0120-14-2682

■上記のダイヤルをご利用いただけない場合は、次の電話番号におかけください。

TEL 06-6949-3385(有料)

財団HP



契約内容の変更・事業の利用は

会員 My ページ (インターネットサービス) をご活用ください

※ご利用内容によってはMyページを利用できない場合があります。

会員Myページ

